

令和6年度
第5回 八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会
協議事項
(協議第14号～協議第16号)

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会協議事項 目次

協議番号	件 名	頁
協議第14号	八重瀬町・与那原町学校給食センターの建設に関する業者選定方法等について	2
協議第15号	八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会公募型プロポーザル方式による提案者選定等に関する要綱	3
協議第16号	八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会条件付一般競争入札(事後審査型)要綱	9

協議第14号

八重瀬町・与那原町学校給食センターの建設に関する業者選定方法等については、次のとおり定める。

(案)

1. 事業項目及び請負事業者の選定方法

(1) 民間事業者募集・選定アドバイザー業務委託

【選定方法】

プロポーザル方式による業者選定

【発注方式選定理由】

当該業務委託は、価格競争では考慮できない、民間事業者の専門的な考えや知識等の提案を重視し、さらに実績を加味することができるため望ましいと考える。また、公募型にすることで、多角的な視点からの検討や競争性、透明性を高めることができる。

(2) 用地取得マネジメント業務委託

【選定方法】

条件付き一般競争入札

【発注方式選定理由】

当該業務委託は、価格競争だけでなく特定の技術や経験を持つ事業者に条件を制限することで、最適な事業者を確保することができるため望ましいと考える。

2. 請負事業者の選定等

(1) 事業者の選定等は、八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会で行う。

(2) 事業者の選定等をする構成員は、以下の幹事会構成員で行う。

八重瀬町	与那原町
副町長	副町長
教育次長	政策調整監
総務部長	学校教育課長
学校教育課長	公共施設課長
企画財政課長	財政課長

(3) 契約は、八重瀬町の条例、規則その他規程等を適用し、決定した事業者(以下「請負事業者」という。)と八重瀬町が代表して締結し、建設経費を支払うものとする。

(4) 八重瀬町は、請負事業者と契約を締結したときは、請負事業者及び建設経費を与那原町に通知するものとする。

協議第15号

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会公募型プロポーザル方式による提案者選定等に関する要綱について

(案)

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会規約第26条第1項の規定に基づき、八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会公募型プロポーザル方式による提案者選定等に関する要綱を次のとおり定める。

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会公募型プロポーザル方式による提案者選定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会(以下「協議会」という。)規約第13条の規定に基づき設置した、八重瀬町・与那原町学校給食センター整備事業幹事会(以下、「幹事会」という。)設置規程(以下「規程」という。)第2条第1号に掲げる事務について、協議会が発注する委託、工事等のうち、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある場合に、公募により技術提案書の提出を求め、企画力、技術力、創造性、専門性、実績等において、対象事業にふさわしい提案者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル 契約の相手方の選定に当たり、公募により提案を求め、その内容に優れた者を受注者とする方式をいう。
- (2) 会長 八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会規約第7条に規定する会長をいう。

(所掌事項)

第3条 所掌事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの可否
- (2) 公募資格要件の決定
- (3) 技術提案書の提案項目、評価基準の設定
- (4) 提案者の審査及び決定
- (5) その他幹事会が必要と認めるもの

(専門員)

第4条 会長は当該プロポーザルの種類又は性質上特に必要と判断したときは、幹事に専門員を若干名おくことができる。

2 専門員は、八重瀬町職員、与那原町職員又は有識者のうちから会長が委嘱又は任命する。

3 専門員は、当該プロポーザルによる事業者が決定した時に解任されるものとする。
(提案の審査等)

第5条 事業に関する契約についてプロポーザルを採用しようとする場合、八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会事務局(以下「事務局」という。)は、幹事会へ諮らなければならない。

(実施の公表)

第6条 会長は、プロポーザルにより提案者を選定する場合は、次に掲げる事項を八重瀬町及び与那原町(以下「関係町」という。)のホームページにより公表するものとする。

- (1)業務名、業務内容及び履行期限
 - (2)技術提案書の提出者に要求される提案資格
 - (3)技術提案書を選定するための評価基準
 - (4)八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会名
 - (5)説明書の交付期間、交付場所及び方法
 - (6)プロポーザル参加表明書記載事項の説明
 - (7)プロポーザル参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
 - (8)提案資格確認結果通知書及び技術提案提出要請書の送付期限及び方法
 - (9)技術提案書の提出期限、提出場所及び方法
 - (10)技術提案書の取扱いに係る事項
 - (11)プロポーザル参加表明書及び技術提案書の作成様式記載上の留意事項
 - (12)説明書等に関する質問期間、提出方法及びその回答方法
 - (13)ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日その他ヒアリングに係る事項
 - (14)評価結果が同点となった場合の措置
 - (15)技術提案書の選定通知及び非選定通知に関する説明
 - (16)提案資格の喪失に関する事項
 - (17)その他会長が必要と認めるもの
- (参加表明書の提出)

第7条 会長は、前条による公表において指定する日までに、プロポーザルにおいて技術提案書の提出を希望するものから、プロポーザル参加表明書(以下「参加表明書」という。)及び必要書類(当該公表において指定される場合に限る。)を提出させなければならない。

(プロポーザル参加表明者の提案資格の確認等)

第8条 会長は、前条の規定に基づき参加表明書を提出した者について、第6条第1項第2号の規定に基づく提案資格を満たす者であるか確認するものとする。

2 会長は、プロポーザル参加表明者(以下「参加表明者」という。)のうち提案資格を満たすことが確認できなかった者については、当該契約の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第9条 会長は、参加表明者に対し、第6条による公表において指定する日までに、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった参加表明者に対しては、提案資格が認められなかった旨及び理由を記載するものとする。

3 第1項の提案資格確認結果通知書により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加表明者は、会長に対し書面により、その理由について説明を求めることができるものとする。

(技術提案書の提出要請)

第10条 会長は、第8条の規定により提案資格の確認を満たす者であることを確認した者(以下「有資格参加表明者」という。)に対し、第6条による公表において指定する日までに、技術提案提出要請書を送付するものとする。

(説明の実施)

第11条 会長は、業務の性質上、対面で説明を行わないと適切な提案が行われないおそれがある場合には、有資格参加表明者が一同に会さない形式で、個々に説明を行うことができる。

(技術提案書)

第12条 技術提案書の内容は、当該業務の評価項目に照らして極力簡潔なものとする。また、原則として、第6条の規定による公表されているもの以外の追加資料は受理しないものとする。

2 技術提案書提出後は、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。

3 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、技術提案書の提出者(以下「提出者」という。)の負担とする。

4 提出された技術提案書については、返却しないものとする。

5 提出された技術提案書は、受注候補者の選定を目的として使用するものとし、提出者に無断でその他の目的のため使用することはできないものとする。

(提出者の審査等)

第13条 提出者の審査を行う場合、事務局は、幹事会へ諮らなければならない。

2 幹事会は、審査にあたり、特に必要と認める場合は、提出者に対し、ヒアリング、プレゼンテーション等を求めることができる。

(報告)

第14条 幹事会の議長は、幹事会で審査した結果を公募型プロポーザル審査結果報告書により、会長に報告しなければならない。

(審査結果通知書)

第15条 会長は、提出者へ公募型プロポーザル審査結果通知書により通知するものとする。

(審査結果の公表)

第16条 提出者の審査結果については、関係町のホームページ及び庁舎掲示板への掲示その他の方法により公表するものとする。

(提案資格の喪失)

第17条 有資格参加表明者が、次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された技術提案書は無効とする。

(1) 第6条第1項第2号に規定する提案資格を満たさないこととなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

2 前項の場合においては、会長は、当該有資格参加表明者に対し、その業務に係る提案を行うことができない理由又は技術提案書が無効とした理由を付して通知しなければならない。

(受注候補者の失格と次点者の繰上げ)

第18条 受注候補者が前条の規定により無効となった場合、同条の規定に該当しないもので、かつ第13条の評価が次点の者を受注候補者としてすることができる。

(仕様の決定)

第19条 会長は、受注候補者と発注業務の業務仕様について協議し、その内容を決定する。

(契約の締結)

第20条 会長は、受注候補者と対象業務について随意契約により契約を締結するものとする。

(提案者が多数見込まれる場合の特例)

第21条 会長は、提案者が多数あり、受注候補者の選定に著しい支障が生じると認められる場合は、幹事会において、あらかじめ定めた基準に基づき技術提案書の事前評価を行い、基準を満たした技術提案書についてのみ、評価をすることができる。

(庶務)

第22条 プロポーザルによる提案者選定等に関する庶務は、事務局において処理する。

(様式)

第23条 この要綱で用いる帳票及び書類の様式は、別表1に定めるところによる。ただし、この様式により難しいときは、この限りでない。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、幹事会の会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月31日から施行する。

様式番号	名称	関係条文	備考
様式第 1 号	プロポーザル参加表明書	要綱第 7 条関係	様式は別に定める。
様式第 2 号	提案資格確認結果通知書	要綱第 9 条関係	
様式第 3 号	技術提案提出要請書	要綱第 10 条関係	
様式第 4 号	公募型プロポーザル方式提案者審査依頼書	要綱第 13 条関係	
様式第 5 号	公募型プロポーザル方式審査結果報告書	要綱第 14 条関係	
様式第 6 号	公募型プロポーザル方式審査結果通知書	要綱第 15 条関係	

協議第16号

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会条件付一般競争入札(事後審査型)
要綱について

(案)

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会規約第 26 条第1項の規定に基づき、八重瀬町・与那原町学校給食センター整備事業条件付一般競争入札(事後審査型)要綱を次のとおり定める。

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会条件付一般競争入札(事後審査型)要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会(以下「協議会」という。)規約第 13 条の規定に基づき設置した、八重瀬町・与那原町学校給食センター整備事業幹事会(以下、「幹事会」という。)設置規程(以下「規程」という。)第2条第1号に掲げる事務について、八重瀬町・与那原町学校給食センター整備事業で発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札に当たり、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。(以下「施行令」という。)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づく事後審査型の条件付一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)について、八重瀬町契約規則(令和 2 年 3 月 30 日規則第 22 号。以下「契約規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 一般競争入札の対象となる建設工事及び建設コンサルタント業務等(以下「対象工事等」という。)は、幹事会において審議された対象工事等とする。

(資格要件の決定等)

第 3 条 八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会会長(以下「会長」という。)は、対象工事等の入札参加資格要件を設定するため、条件付一般競争入札参加資格要件等設定資料を幹事会に提出し、入札参加資格要件の設定を諮らなければならない。

2 前項の入札参加資格要件は、対象となる入札参加者が競争性を確保できるよう設定するものとする。

(入札参加資格要件)

第 4 条 契約規則第 3 条に定める一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)に必要な資格は、次のとおりとする。なお、入札参加者は、入札公告日から落札決定日までの間、次の各号に定める資格を全て満たさなければならない。

(1) 施行令第 167 条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 国または地方公共団体において、指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (3) 対象工事等が建設工事の場合は、有効な経営事項審査を有している者であること。
 - (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続き又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしている者であっても、当該手続き開始の決定後、経営事項審査を受けた者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
 - (5) 経営状況が著しく不健全であると会長が認める者に該当しない者であること。(公告の 3 月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていない者であること。第4号に該当する者は除く。)
 - (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準ずるものとして、公共工事からの排除の要請があり、当該状況が継続しているなど請負者として不適当であると会長が認める者に該当しないこと。
 - (7) 対象工事等が建設工事の場合は、最新の経営事項審査結果通知書(公告の日の有している直近のものをいう。)における対象工事に対応する工種の総合評定値に関する要件を満たしている者であること。
 - (8) 対象工事等に係る同種・類似工事等の実績を有する者であること。
 - (9) 対象工事等が建設工事の場合は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に基づく監理技術者又は主任技術者等を専任で配置できる者であること。
 - (10) 対象工事等が建設工事の場合は、特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。
 - (11) 本店及び支店等の所在地に関する要件を満たしている者であること。
 - (12) その他会長が定める要件を満たしている者であること。
- 2 前項に該当する入札参加者は、会長が指定する期日までに入札参加申込書を提出しなければならない。
- (公告)
- 第 5 条 対象工事等を一般競争入札に付するときは、施行令第167条の6及び契約規則第 5 条の規定に基づき、次に掲げる方法により公告するものとする。
- (1) 八重瀬町及び与那原町(以下「関係町」という。)ホームページへの掲載
 - (2) 関係町庁舎掲示板での掲示
 - (3) その他会長が認める方法
- 2 会長は、次に掲げる事項を公告するものとする。
- (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (3) 入札執行の日時及び場所
- (4) 設計図書等(設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書をいう。以下同じ。)の入手等の方法に関する事項
- (5) 質問書の受付・回答に関する事項
- (6) 入札書等の提出方法、入札開札に関する事項
- (7) 入札書の不受理・無効に関する事項
- (8) 落札者の決定、最低制限価格、入札参加資格要件の審査に関する事項
- (9) 入札保証金、支払条件、工期、工事費等内訳書及び契約保証に関する事項
- (10) その他必要な事項

(設計図書)

第6条 入札参加者は、設計図書等を公告で示す方法により閲覧又は受取るものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第7条 設計図書等に対する質問書及び回答は、公告で示す方法により行うものとする。

(入札保証金の免除)

第8条 契約規則第9条第1項のただし書に該当する者で入札保証金の免除を希望する者は、会長が指定する期日までに入札保証金免除申請書を提出しなければならない。

(入札書等の提出)

第9条 入札参加者は、入札書を使用して入札をしなければならない。

2 代理の者が一般競争入札を行う場合は、会長が指定する期日までに委任状を提出しなければならない。

(入札経過書の作成等)

第10条 会長等は、一般競争入札が終了したときは、その経過を入札経過書に記録しなければならない。

2 入札経過書には、入札参加資格要件に合致しないことが明らかである者を含め、対象工事等に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

(入札の執行等)

第11条 第9条に規定する入札書等に虚偽の記載を行った者又は入札時において第4条に規定する入札参加資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

(開札等)

第12条 会長は、当該入札に係る入札参加者のうち、開札の立会を希望する者を立ち合わせることができる。

2 会長は、前項に規定する開札の立会者がいないときは、入札事務に関係ない職員を立ち合わせなければならない。

- 3 入札経過書の立会人欄には、前2項の規定により立会った者が署名するものとする。

(落札候補者)

第13条 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効に入札をした者及び最低制限価格の設定をしない者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効に入札した者(以下「落札候補者」という。)を順次順位を付する。落札者については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

- 2 落札候補者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に、当該入札者が開札に立ち会っていないときには前条第2項の入札事務に関係ない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

- 3 開札後、落札候補者は、会長の求めに応じ次の各号の入札参加資格審査のための書類(以下「資格審査書類」という。)を提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格申請書
- (2) 最新の経営事項審査結果通知書の写し
- (3) その他会長が必要と認めるもの

- 4 前項の規定によらず、入札参加者に対して開札前に資格審査書類の提出を求めることができる。この場合は、公告等においてその提出方法等を示さなければならない。

(入札参加資格審査)

第14条 会長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

- 2 前項の審査は、前条第3項に規定する資格審査書類により行うものとする。

- 3 入札参加資格要件の審査は、入札日の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に行わなければならない。

- 4 入札参加資格要件の審査結果は、入札経過書に記載するものとする。

(落札者又は入札参加資格要件不適格者の決定)

第15条 会長は、前条第1項の規定による審査の結果、適格者を確認した場合は、落札者として決定するものとする。

- 2 会長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格要件不適格通知書により通知するものとする。

(違約金)

第16条 落札者が正当な理由なく落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しないときは、入札保証金、又は見積もった契約金額の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。また、落札候補者が落札決定のための資格審査書類を提出しないときも同様とする。

(入札参加資格要件不適格者に対する説明)

第 17 条 入札参加資格要件不適各通知書を受理した者で不服があるものは、第 15 条第 2 項の通知が到達した日の翌日から起算して 10 日（休日を除く。）以内に、会長に対して説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求める場合は、説明申立書を八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会事務局（以下「事務局」という。）に持参又は郵送することにより行うものとする。

3 会長は、第1項の説明を求められたときは、説明申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を除く。）以内に回答書により回答するものとする。

4 前3項に規定する説明申立ては、第 15 条第 1 項の落札者の決定を妨げない。
（入札結果等の公表）

第 18 条 会長は、開札後、一般競争入札結果一覧表を入札日の翌日（休日を除く。）までに事務局窓口で公表するものとする。

2 落札結果については、入札参加資格要件の審査をした日の 7 日（休日を除く）以内に、関係町のホームページに掲載するものとする。

3 前項の公表までは、入札の経緯・結果の問合せには応じないものとする。
（様式）

第 19 条 この要綱で用いる帳票及び書類の様式は、別表1に定めるところによる。ただし、この様式により難いときは、この限りでない。

（その他）

第 20 条 この要綱に定めのない様式を用いる場合、契約規則の様式中にある八重瀬町長名を八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会会長名に読み替えるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、幹事会の会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月31日から施行する。

別表1(第 19 条関係)

様式番号	名称	関係条文	備考
様式第 1 号	入札参加申込書	要綱第 4 条関係	様式は別に定める。
様式第 2 号	質問書	要綱第 7 条関係	
様式第 3 号	入札保証金免除申請書	要綱第 8 条関係	
様式第 4 号	委任状	要綱第 9 条関係	
様式第 5 号	入札参加資格申請書	要綱第 13 条関係	
様式第 6 号	同一業務実績書	要綱第 13 条関係	
様式第 7-1 号	配置予定技術者(照査技術者)	要綱第 13 条関係	
様式第 7-2 号	配置予定技術者(監理技術者)	要綱第 13 条関係	
様式第 7-3 号	配置予定技術者(担当技術者)	要綱第 13 条関係	
様式第 8 号	実施体制図	要綱第 13 条関係	
様式第 9 号	入札参加資格要件不適格通知書	要綱第 15 条関係	
様式第 10 号	説明申立書	要綱第 17 条関係	